

# STOP 雪出し!

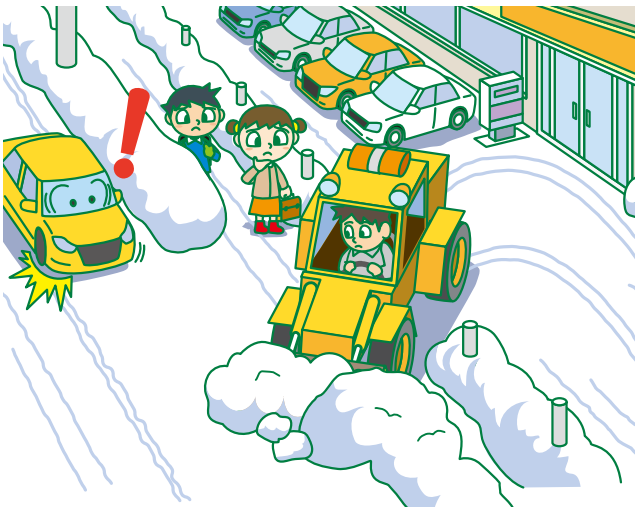
このような雪の処理を  
していませんか?

出入り口部分の雪の処理を行う際は、ルールとマナーを守り、  
安心・安全な冬の道路環境を確保しましょう。



## 敷地内から道路(車道・歩道)へ雪を出す

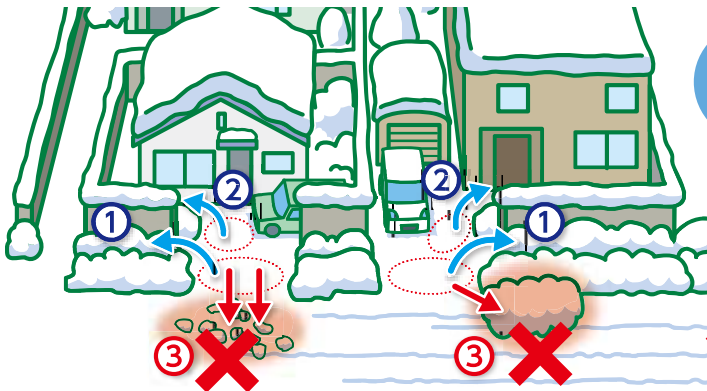
### 重機による雪出し



### 人力による雪出し



## 札幌市の除雪作業で寄せられた雪を不適切に置き換える



### 適切な処理方法

- ①玄関への通り道を開けるため、歩道の雪を自宅敷地前の出入り口以外で通行に支障とならない場所へ移動
- ②通路の雪を敷地内へ移動



### 不適切な処理方法

- ③市の除雪により通行幅を確保した場所へ雪を戻す



## その他 車や人の安全な通行、除排雪作業に支障となる行為

- ・道路上に三角コーンなどの物を置く
- ・雪を融かすため、車道のロードヒーティングに雪を出す
- ・雪割りにより車道に大きな雪の塊を出す

札幌市白石区役所・北海道警察

# 雪処理のルール・マナーを守らないと、 このような影響があります

- 道路の幅が狭くなり、交通の流れが悪くなります
- 道路がデコボコになり、交通事故や渋滞の原因となります
- 雪出しや物を置く行為により、除排雪作業の支障となります

## 敷地内の雪を道路上(車道・歩道)に出す行為は 法律で禁止されています

### 罰則規定

#### 道路法 (道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、下記に掲げる行為をしてはならない。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす  
おそれ  
虞のある行為をすること。

(罰則: **一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金**)

#### 道路交通法および道路交通法施行細則 (禁止行為)

##### 第七十六条

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

(罰則: **三月以下の懲役又は五万円以下の罰金**)

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

2 みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。

(罰則: **五万円以下の罰金**)

【お問い合わせ先】 白石区土木センター

TEL: 864-8125

【発行元】 建設局土木部雪対策室計画課

TEL: 211-2682